

半田市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和七年三月三十一日

半田市長 久世孝宏

半田市条例第十九号

半田市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

半田市議会の個人情報の保護に関する条例（令和五年条例第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「。以下」を「。第二十条において」に改め、同条第十項中「以下」を「第十二条第五項において」に、「第二条第八項」を「第二条第九項」に改める。

第十二条第五項中「及び第二十九条」を削り、同項の表中「第二条第九項」を「第二条第十項」に改める。

第十七条第一項中「以下」を「第三項において」に改め、同条第二項第一号ア中「又は報酬、」を「若しくは報酬若しくは」に、「その他」を「又は」に改める。

第十八条第一項中「議会の保有する」を削り、同条第二項中「この章において」及び「この章及び第四十八条において」を削る。

第二十七条第二項中「この章において」を削る。

第三十一条第二項中「この章及び第四十八条において」を削る。

第三十二条第三項中「この章において」を削る。

第三十八条第一項中「この章において」を削り、同条第二項中「この章及び第四十八条において」を削る。

第三十九条第三項中「この章において」を削る。

第四十七条中「第四章」を「前章」に改める。

第四十八条中「特定」の下に「に資する情報の提供」を加える。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。